

奄美市ファミリー・サポート・センター事業 運営業務委託公募型プロポーザル

質問内容および回答

※青字は市が記載した事項です。

令和7年9月12日

No	項 目			内 容	回 答
	資料名	ページ・項目	分類		
1	仕様書	5 委託業務の内容	事業形態について	①現在10年以上続いているファミリー・サポート・センター様の仕組みをそのまま維持するのではなく、利用者ニーズに合わせて進化させることは可能でしょうか。 ②具体的には、関東圏を中心に展開している「育児119」のSOS即時対応システム(最短1時間での派遣)を新たに取り入れることはできるか。 ③夜間・休日・緊急時対応を、新しい事業形態として追加できる余地はあるか。 ④利用者にとって「従来型ファミサポ」と「育児119型サービス」を選択できる、ハイブリッド型の運営を認めてもらえるのか。 ※回答の便宜上、質問内容に①～④の付番を行っております。	①事業の内容及び実施方法については、本公募型プロポーザル実施要領「9 企画提案書(様式6)作成上の留意事項」中に「企画提案にあたっての参考資料」として掲載した、こども家庭庁成育局長通知に定める事業内容の範囲内において、変更・改善を行うことが可能です。 ②「育児119」事業を含め、本公募型プロポーザルは別事業を運営する団体等の参加を妨げるものではありませんが、事業の運営においては、「ファミリー・サポート・センター事業」と他の事業との明確な線引きが必要となります。 新たな取組の実施を含め、事業内容の変更については、市および受託者との協議・調整により決定することになります。 ③ ①で回答した通りです。 ④ ②で回答した通りです。
2	仕様書	5 委託業務の内容	事業名称について	事業名称や業務実態について、「ファミリー・サポート・センター様」の名称を前面に出しつつ、同時に「育児119」としてのブランドを併記・融合することは可能でしょうか。 具体的には、公式表記を「ファミリー・サポート・センター×育児119」といった形で表現することはできるか。 公的性格を持ちながらも、利用者に「新しい仕組みが始まった」と伝えやすい名称の工夫が可能か。	「育児119」事業は本市の実施事業ではないことから、「ファミリー・サポート・センター事業」の名称に「育児119」を使用することはできません。
3	仕様書	5 委託業務の内容	他事業との複合型運営について	ファミリー・サポート・センター様の既存の長所(地域性・継続性・行政との親和性)に加え、育児119の特長(スピード対応・緊急対応・幅広い頼ってさん※のネットワーク)を組み合わせた「複合型の運営」は認められるでしょうか。 具体的には、利用者が「通常の依頼」から「緊急SOS」までワンストップで頼れる体制を整えることは仕様の範囲内か。 地域のファミサポ会員と育児119の頼ってさんをシームレスに連携させることはできるか。 ※頼ってさんとは、駆けつけてくださるサポーター会員のことです。	利用者からの依頼をワンストップで受け付け、ファミリー・サポート・センター事業と他の事業の制度を使い分けて援助活動を実施することは可能ですが、質問No.1の回答と同様に、事業の運営においては両事業間の明確な線引きが必要となります。 両事業間の区別に関する詳細は、市および受託者との協議・調整により決定することになります。